平成２２年（フ）第１２４号
兵庫県豊岡市下陰216番地の１　２―201号
債務者　長岡久三子（旧姓前平）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
鳥取県鳥取市浜坂７丁目３番16号
債務者　岸本　浩行
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６４８号
広島市中区堺町１丁目４番３―301号
債務者　藤本　治雄
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６５号
広島市安佐南区沼田町大字吉山579番地
債務者　小田　理恵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１６号
広島市安佐南区祇園３丁目34番24―201号　A
債務者　長谷川博文
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８５号
広島市東区中山東１丁目３番６―303号　水国マンション
債務者　中村　尚子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０３号
広島市佐伯区隅の浜１丁目２番９―５号
債務者　木本　昭二
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１２号
広島市中区国泰寺町１丁目９番４―303号
債務者　梅田はるみ
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１号
広島県尾道市吉和西元町33番４号
債務者　島谷　忠光
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
山口県下関市大学町４丁目２番Ｒ３―103号　市営大学町住宅
債務者　新野　　洋
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
福岡県北九州市門司区大字田野浦957番地１201号
債務者　木村　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
山口県下関市一の宮町２丁目15番３―106号　藤ハイツ１棟
債務者　黒川　和子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目12番９号
債務者　網根　直美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
山口県下関市清末千房２丁目２番３号
債務者　櫻井　佳枝
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
山口県下関市上田中町４丁目５番19号、前住所山口県下関市勝谷新町１丁目10番21号
債務者　中原　　哲
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
山口県下関市菊川町大字田部606番地７
債務者　長尾　頼雄
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
山口県下関市彦島弟子待町３丁目４番７号、前住所山口県下関市宝町７番33号
債務者　串岡さゆり
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
山口県下関市長府松小田北町10番41号
債務者　竹内　律子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係